

定期健診の再検査や人間ドック等は職専免になりません

今年度 30 歳・35 歳になられる教職員は人間ドックの対象となり、7～12月の間に指定の医療機関で受けることができます。学校によっては定期健康診断の結果が配布されていると思いますが、再検査が必要と診断された人がいたかもしれません。人間ドックや定期健診の再検査は職専免で受けることができます。今回はこの職専免について解説します。

職専免とは？

職専免というのは、職務に専念する義務を免除され、通常の勤務を離れて行うことが認められた活動です。条例では、次の4つの場合をあげています。

- 1) 研修を受ける場合
- 2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 3) 公益を目的とする団体、委員会等の業務に報酬を得ないで非常勤として従事する場合
- 4) その他、人事委員会が定める場合

厚生に関する計画とは？

上記の2)の「厚生に関する計画」の中に健診などが該当するのですが、県教委の通知では次の6つの場合をあげています。

- ① 定期健康診断及び指定健診
- ② 生活習慣病に関する健康診断等
- ③ 上記①②の結果による精密・再検査
- ④ メンタルヘルス相談
- ⑤ 健康づくり講座

⑥ 生涯生活設計講座

①の定期健診は学校に来る健診車で受けることが多いですが、その日に都合が悪くて、他の場所で受ける場合は職専免です。②に該当するのは人間ドックやレディースドックなど共済が行う健診です(年齢の該当者には学校から案内があります)。③の精密・再検査については、検診結果が確定するまで、医療機関までの往復の時間も含むとされています。また、検査日と別の日に検診結果を聞きに行く場合は、その日も職専免となります。④は年間3回まで、⑤⑥は年間1回となっています。健康管理のために有効に活用してください。

職務に関連する試験や講習も

職専免になります

条例の第4項の人事委員会が定める場合に該当するものとして、次のような場合があります。

- ① 任命権者の承認を得て、大学等の通信教育の面接授業に参加する場合
- ② 国や県等が主催する体育行事に参加する場合
- ③ 職務に関係ある試験や講習を受ける場合
教員免許更新のための講座を受講する場合は、上記の③に該当します。

職専免を受けるためには、「職務専念義務免除願」を提出することが必要になります。用紙は職員室か事務室にあるはずですので、確認しておきましょう。

病気休暇は6日以内は診断書不要、30日以内は賃金に影響なし

健康に気をつけていても病気になることはあります。その場合は病気休暇をとりましょう。病気休暇は6日以内の場合は診断書は不要ですから、「病気休暇願」だけでかまいません。朝から具合が悪くて休む場合は、電話で連絡し、後日「病気休暇願」を出すことも可能です。

「病気休暇をとったら賃金に影響するので、と

らないほうがよい」という人がいますが、勤勉手当等に影響が出るのは30日を超える場合ですから、それを超えない範囲であれば気にする必要はありません。

病気休暇の日数の上限は、年間90日(呼吸器系疾患・肝臓疾患・精神疾患などの特定疾患の場合は180日)です。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。